

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例

〔平成30年2月28日〕
条例第3号

改正の沿革 平成31年条例第2号

(設置)

第1条 十勝圏複合事務組合のごみ処理施設の施設整備費用に充てるため、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、十勝圏複合事務組合一般会計の歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、十勝圏複合事務組合一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的のためでなければ処分することができない。

(繰替運用等)

第6条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は十勝圏複合事務組合一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(処分)

2 十勝環境複合事務組合くりりんセンター基金条例（平成9年十勝環境複合事務組合条例第1号）の規定による十勝環境複合事務組合くりりんセンター基金に属する現金は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金に繰り入れるものとする。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。